

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>本川越停車場線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川越市中原町一丁目一番一地先から同市連雀町一番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年七月二十二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年七月十四日埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二七五・二二メートル</p>